

## 富士市広告掲載に関する指針

### 1 目的

市有資産への民間企業等の広告の掲載を通じて、その広告媒体としての活用を促進し、市の新たな財源を確保するとともに、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、富士市広告掲載に関する指針を策定するものとする。

### 2 広告媒体の範囲

- (1) 市の広報その他の市民に頒布することを目的とした印刷物
- (2) 市（富士市立中央病院、富士市立図書館及び富士市立博物館を含む。）のウェブサイト
- (3) その他広告媒体として活用できる土地、建物、車両その他の市有資産

### 3 広告掲載の基準等

広告掲載の可否の決定に当たっては、次に定める基準に適合するかどうかを審査する。

- (1) 掲載する広告は、本市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうことのない、信用度の高い情報によるものでなければならない。
- (2) 次のいずれかに該当するものは、広告媒体には掲載しないこととする。なお、判断基準の詳細については、別に定める。
  - ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - ウ ギャンブル性を有するもの
  - エ 青少年の健全育成の観点から不適切なもの
  - オ 政治性のあるもの
  - カ 宗教性のあるもの
  - キ 社会問題についての主義主張
  - ク 個人又は法人の名刺広告
  - ケ 美観風致を害するおそれがあるもの
  - コ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
  - サ その他広告として不適当であると認めるもの

### 4 広告媒体の選定

広告掲載を行う広告媒体は、それぞれの所管部長が総務部長に協議して定める。

## **5 広告の規格等**

広告の規格、掲載位置等は、当該広告媒体ごとに所管部長が総務部長に協議して定める。

## **6 広告募集方法等**

広告募集方法、予定価格及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、所管部長が総務部長に協議して定める。

## **7 審査・決定**

広告主の審査、選定及び広告掲載内容に関する審査については、この指針に基づき、それぞれの広告媒体を所管する所属が行い、掲載の可否を決定する。

## **8 譲渡等の禁止**

市の資産に広告を掲載することの決定を受けた者（以下「掲載者」という。）は、その決定に係る広告を掲載する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

## **9 掲載料の納付**

掲載者は、市の資産への広告の掲載に係る掲載料を、市が指定する期日までに支払わなければならない。

## **10 掲載の取消**

次のいずれかに該当する場合は、市の資産に広告を掲載することの決定を取り消すことができる。この場合において、既に掲載されている広告は、可能な限りその掲載を中止するものとする。

- (1) 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき。
- (2) 指定する期日までに、広告料の納付がないとき。
- (3) 掲載者が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させる行為を行ったとき。
- (4) 掲載者が社会的信用を著しく損なう行為を行ったとき。
- (5) 掲載者の倒産、破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (6) 掲載者が書面により、市の資産に広告を掲載することの辞退を申し出たとき。
- (7) 市の資産に掲載した広告が、別に定める基準に掲げる要件のいずれかに該当すると認められるとき。
- (8) その他特に必要があると認めるとき。

## 1.1 掲載者の責務

掲載者は、次の責務を負うものとする。

- (1) 市の資産に掲載した広告の内容及び当該広告に係る製品、サービス等について全責任を負うこと。
- (2) 第三者の権利を侵害しないこと。
- (3) 第三者から、広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、自己の責任において解決すること。
- (4) 掲載者の責めに帰すべき事由により広告掲載の決定が取り消された場合に市に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。

## 1.2 損害賠償

市は、広告掲載の取消しによって掲載者が被った損害について、賠償の責めを負わない。

## 1.3 掲載料の返還

既に支払を受けた掲載料は、返還しない。ただし、掲載者の責任とすることのできない事由により市の資産に広告を掲載できなくなった場合は、この限りでない。この場合において、掲載料の返還額は、市と掲載者の協議により定める。

## 1.4 広告審査委員会

広告媒体の追加等が生じた場合、又は広告媒体に掲載する広告の可否に関し疑義のある事項を審査するため、富士市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 委員会の委員長は総務部長、副委員長は総務部行政経営課長とし、その他の委員は、総務部企画課長、総務部広報広聴課長及び財政部財政課長とする。
- (2) 委員長は、必要に応じ、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の長を、臨時の委員として加えることができる。
- (3) 委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- (4) 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

## 1.5 民間企業の印刷物等への広告掲載の基準

市が企画に携わり、民間企業の印刷物等に市の情報を掲載する場合における広告掲載基準については、この指針に定める基準と同様とする。

## **16 庶務**

この指針に関する庶務は、総務部行政経営課において処理する。

## **17 施行期日**

この指針は、平成21年1月1日から施行する。

この指針は、平成21年3月1日から施行する。

この指針は、平成22年7月1日から施行する。

この指針は、平成23年1月1日から施行する。